三十四　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に基づく手続等

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

三十五　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）に基づく手続等

三十六・三十七　［略］

三十八　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に基づく手続等

三十九・四十　［略］

四十一　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）に基づく手続等

［号を削る。］

四十二　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に基づく手続等

［号を削る。］

四十三　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）に基づく手続等

四十四　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）に基づく手続等

四十五　［略］

［号を削る。］

四十六　［略］

［号を削る。］

三十八　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に基づく手続等（第二百八十九条第二項に基づく手続等を除く。）

三十九　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に基づく手続等（第百六十一条第二項に基づく手続等を除く。）

四十　保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）に基づく手続等

四十一　投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十五号）に基づく手続等

四十二　保険契約者保護機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件（平成十年十一月大蔵省告示第五百一号）に基づく手続等

四十三　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）に基づく手続等（第十五条第二項に基づく手続等を除く。）

四十四・四十五　［同上］

四十六　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に基づく手続等（第四条第一項、第六条第一項、第六条第二項、第九条第一項、第九条第二項、第十条第一項、第十六条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十五条第二項、第二十七条第二項、第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十条、第四十一条第二項、第五十条に基づく手続等を除く。）

四十七・四十八　［同上］

［号を加える。］

四十九　加入者保護信託に関する命令（平成十四年内閣府、法務省、財務省令第四号）に基づく手続等

五十　株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に基づく手続等（第二十一条第二項及び第二十二条第七項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）に基づく手続等に限る。）

五十一　加入者保護信託の信託財産の運用として保有できる有価証券及びその他認められる方法を指定する件（平成十五年一月金融庁、法務省、財務省告示第一号）に基づく手続等

五十二　金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）に基づく手続等（第五条第五項（第十七条第八項、第二十八条第三項及び附則第十一条第三項において準用する場合並びに附則第八条第三項、第九条第三項及び第十条第五項において適用する場合を含む。）、第十九条第三項（附則第九条第三項において適用する場合を含む。）及び第三十四条の四第三項（附則第二十二条第三項において適用する場合を含む。）に基づく手続等に限る。）

五十三　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）に基づく手続等（第八十六条第二項に基づく手続等を除く。）

五十四　［同上］

五十五　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成十七年法律第百八号）に基づく手続等

五十六　［同上］

五十七　投資者保護基金が保有できる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件（平成十九年八月金融庁・財務省告示第五号）に基づく手続等